

平成25年第1回尾張旭市公平委員会議事録

1 開催日時

平成25年3月7日(水)

開会 午前9時00分

閉会 午前9時45分

2 開催場所

尾張旭市役所2階 201会議室

3 出席委員

委員長 黒澤佳代

委員 戸塚理人

委員 岡本浩

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

行政課長 河村晋

行政課長補佐 田中健一

行政課副主幹 森下佳美

7 会議に付した事件

第1号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について

8 議事要旨

行政課長	<p>本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本日の議案には、職員団体の役員の役職、氏名及び住所といった個人情報が含まれております。これらの内、役職及び氏名については、この職員団体の機関紙により公表されていますが、住所については非公開とされているものです。したがって、住所は尾張旭市情報公開条例第7条第1号の非公開情報に該当しますので、会議中、住所についての発言を控えること及び傍聴者用の資料中、該当部分を黒塗りすることで、会議を公開とすることについて提案したいと思っております。また、会議録につきましても同様の取扱いをいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
------	--

行政課長	<p>それでは議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
委員長	<p>委員 3 名が出席しております。</p> <p>地方公務員法第 11 条第 1 項に基づき定足数を満たしておりますので、ただ今より平成 25 年第 1 回尾張旭市公平委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の議案は、『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』の 1 議案でございます。</p> <p>それでは議案について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (課長補佐)	<p>(資料の確認)</p> <p>それでは、資料の 1 ページをご覧ください。</p> <p>第 1 号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を、御説明いたします。</p> <p>この案の関係法令等を御説明いたしますと、まず地方公務員法第 53 条第 9 項に規定がございます。</p> <p>条文は関係法令の抜粋をお配りしておりますので、御参照ください。</p> <p>その要旨は、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないというものでございます。</p> <p>また、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第 4 条第 1 項には、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもって届け出なければならないとする規定がございます。</p> <p>これらの規定により、登録を受けている職員団体であります尾張旭市教員組合の代表者から届出があり、当該職員団体の申請書の記載事項を変更登録する必要が生じたものでございます。</p> <p>変更の内容は 2 点ございます。</p> <p>まず 1 点目は、組合事務所の本部である所在地の変更で</p>

ございます。変更届の写しは、資料の2ページに添付して
ございます。当該組合の事務所の所在地が、尾張旭市大塚
町二丁目10番地1の瑞鳳小学校内から城山町城山13番
地1の城山小学校内へ変更になったものでございます。な
お、組合の事務所は、当該組合同規約第1条において、組
合長の勤務校と定められているものでございます。

届出の2点目は、理事その他の役員に関する事項の変更
でございます。資料の3ページに改任届の写しを添付して
ございます。当該組合同規約第16条の規定により、役員は
組合長を始め4名であり、この度全ての役員が改任され、
届出があったものでございます。

なお、資料の4ページには、役員を選出に係る、当該組
合の選挙管理委員長による役員改任の証明書の写しが添付
してございます。

以上2点の届出内容を、法令等根拠条項等に照らし確認
したところ、適正であるといえます。よろしく御審議いた
だきますようお願い申し上げます。

委員長

ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありま
すでしょうか。

(「質問なし」の声あり)

御質問はないようです。

尾張旭市教員組合の職員団体の申請書の記載事項を、公
平委員会に変更登録することについて、御異議はございま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議がないようですので、変更登録することといたし
ます。事務局で、通知及び登録簿への登録をお願いします。

では次第3の「その他」に移ります。委員の皆様方から
何かございますか。

岡本委員	公務員の給料制度については、となりの名古屋市をはじめ、各市で動きがあります。尾張旭市の職員の給料は、何を参照に定められていますか。尾張旭市は職員組合がないので、職員の処遇に対する不服などの心配はありませんか。
行政課長	給料は、人事院勧告に準じて定められています。また、愛知県、地元企業等の給料の動きなども参考にされたりします。近隣の自治体と比較して、大きな差はないようです。
戸塚委員	尾張旭市独自の手当など、特殊なものがありますか。
行政課長	地域手当や、通勤手当、消防関係の特殊勤務手当など、自治体により差異のあるものがあります。
委員長	ありがとうございました。 委員の皆様、他に何かございますか。
	（「なし」の声あり）
委員長	事務局からは何かありますか。
事務局 （森下）	<p>平成24年度の尾張旭市職員の分限及び懲戒処分の状況について、平成25年3月1日時点のものではございますが、事務局より御報告いたします。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。今年度は、分限及び懲戒処分は今のところございません。</p> <p>その他の処分としまして、訓告が1件と口頭注意が6件ございました。これらの内容につきましては、尾張旭市体育協会における横領事件関係による口頭注意が3件、通勤の実情の届出を怠り、通勤に係る交通費を不正受給していたことによる訓告が1件、公用車の車検満了日が過ぎていたことに気が付かず走行させていたことによる口頭注意が3件でございます。</p> <p>その他の処分はございませんでした。</p> <p>なお、平成23年度の数字が固まりましたら、次回の公平委員会にて報告させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>委員長</p>	<p>ただ今、事務局から職員の分限及び処分の報告をいただきましたが、これについて、委員の皆様、いかがでしょうか。</p> <p>(「質問なし」の声あり)</p> <p>事務局からはいかがですか。</p>
<p>行政課長</p>	<p>特にございませぬ。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、これをもちまして、尾張旭市公平委員会を閉会いたします。</p>